

国民負担率に関する一考察

—とくに政策目標としての国民負担率について—

佐藤 康 仁

目 次

- 1 はじめに
- 2 国民負担率とは何か
- 3 政策目標としての国民負担率抑制について
- 4 人口減少下の日本経済における「国民負担率」概念の意義
- 5 むすびにかえて

1 はじめに

急速な人口構成の変化、巨額の累積財政赤字等を背景に、近年、国民負担率の動向が注目されている。とりわけ今後、人口構成の変化に伴って国民負担率の上昇が見込まれることから、その上昇抑制（すなわち、一定水準以下に抑えること）の必要性がいわれる。

しかしながら、国民負担率を一定水準以下に抑えることの根拠（経済学的意味）は、それほど明確ではない。

そこで本稿では、国民負担率に関するさまざまな議論のなかでも、とくに政策目標としての国民負担率抑制について考察する。

2 国民負担率とは何か

国民負担率とは租税負担および社会保障負担の国民所得に対する比率のことをいう。国民負担率は1970年度：24.3%→75年度：25.7%→80年度：31.3%→85年度：34.4%→90年度：38.2%→95年度：36.2%→2000年度：36.7%→2003年度：35.3%→2004年度：35.7%→2005年度：35.9%と趨勢的に上昇傾向にあり、なかでも人口構成の高齢化に伴い社会保障負担率の上昇が著しい（70年度：5.4%→80年度：9.1%→90年度：10.6%→2000年度：13.3%→2005年度：14.4%）¹⁾。

また、近年では、これまでの国民負担（租税負担+社会保障負担）に財政赤字を加えた「潜在的国民負担率」が使用されている。これは、たとえば公債の発行によって財源を調達し、それによって公共財・サービスを提供すれば、それはその時点での負担とみなされないため国民負担率を低くすることが可能である（すなわち、負担を将来時点へと先送りすることができる）ためである²⁾。この潜在的国民負担率でみると、2005年度の数値は35.9%→44.8%となる。

1) データ出所は財務省「日本の財政を考える」（2005年3月）。なお2003年度までは実績、2004年度は実績見込み、2005年度は見通しである。

2) このような意味で近年では従来の租税負担、社会保障負担に財政赤字の対国民所得比を加えた潜在的国民負担率を用いるようになったのであるが、この潜在的国民負担率も、Kotlikoff [1992] が強調するように、財政赤字が恣意的にコントロール可能な概念であるということをふまえると適切な指標であるとはいえないことになる。

一般に、国民負担率は国民所得に占める租税負担および社会保障負担の割合であるので、その名が示すとおり、国民の「負担」をあらわす指標としてみなされているが、国民負担率は単に国民の「負担」をあらわす指標ではない。国民負担率に関して包括的な検討を行ったものに経済審議会「財政・社会保障問題ワーキング・グループ」（座長：宮島洋・東京大学大学院経済学研究科教授）の報告がある。この報告は経済企画庁総合計画局〔1996〕にまとめられているので、以下、みてみよう。

経済企画庁総合計画局〔1996〕では国民負担率の意味について3つの考え方が紹介されている。すなわち、①国民の負担の指標としての国民負担率、②政府活動の大きさを示す指標としての国民負担率、③所得再分配の大きさを示す指標としての国民負担率である。

①は、国民負担率は国民が強制的に徴収される経済的な負担の大きさをあらわしているという考え方である。国民負担率が示す「負担」は強制的に特徴があり、この割合が高まれば、それだけ国民が自由に処分可能な所得の割合は低下することになるので、国民負担率の過度の上昇は国民からの批判の原因となり、また、その負担を回避するために企業・人材の海外流出、非生産的な節税行為を招く原因となるということである。

②は、国民負担率は公的部門の活動を収入面からみた指標であり、こうした観点から公的部門の相対的な大きさを監視していくことは財政規律を維持するという点で重要な役割を果たすということである。

③は、強制的に徴収され、公的部門によって支出されるものの多くは所得再分配としての役割を強く果たしているので、国民負担率は所得再分配の大きさを示す指標となるということである。

このように国民負担率は、単に国民の「負担」の程度をあらわす指標ではなく、国民経済における公的部門（政府）活動を、主として国民の視点からみたものであるということが出来る。

国民負担率の国際比較

次の（表1）は日本を含めた6カ国の国民負担率（および潜在的国民負担率）について比較したものである。

ここで、国民負担率が70%を超えるスウェーデンに代表される「高福祉・高負担」型、国民負担率が40%以下のアメリカに代表される「低福祉・低負担」（自助努力）型、そして、これらの中間「中福祉・中負担」型（イギリス、ドイツ、フランス）に大きく分類すると、日本の国民負担率水準はアメリカに近い。すなわち、日本の国民負担率は国際的にみて高くない。

しかしながら、財政赤字の対国民所得比を含めた潜在的国民負担率でみると状況は大きく変わる。欧米諸国では国民負担率と潜在的国民負担率との間にほとんど差異はないのに対して、日本ではその数値は大きく上昇する。これは現在の国民が享受している受益に比べて、より少ない負担しかしていない（すなわち、負担を将来に先送りしている）ということの意味している。

(表1) 国民負担率の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
租税負担率	21.5	23.8	38.2	28.9	38.5	49.3
社会保障負担率	14.4	8.8	9.5	24.8	25.2	21.7
財政赤字の対国民所得比	8.9	5.2	1.7	4.7	4.5	0.4
国民負担率	35.9	32.6	47.7	53.7	63.7	71.0
潜在的国民負担率	44.8	37.8	49.4	58.4	68.2	71.4

(注1) 日本は2005年度見通し。その他の国については2002年実績。

(注2) 財政赤字の対国民所得比は、日本およびアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース。その他の国は一般政府ベースである。

(資料) 財務省「日本の財政を考える」(2005年3月)にもとづいて作成。

なお、日本では当然のように使われている「国民負担率」という用語であるが、実は国際的には通用しない。

OECDの歳入統計 (Revenue Statistics) には確かに租税・社会保険料収入合計額の対名目GDP比率があるが、これは日本の国民負担率とは異なる。分母はGDPであり、これは間接税控除前 (市場価格表示) のGDPである。これに対して、日本の国民負担率の分母は「要素価格表示の国民所得」である。このため、仮に国民経済規模と租税負担額が同じであったとしても、税制の直間比率の違いによって、国民負担率の水準が異なることになり、とりわけ国際比較を行う場合には注意が必要となる³⁾。

また、資本減耗分 (減価償却費相当分) のGDPに対する比重についても、その割合が大きいほど国民所得はGDPから乖離し、国民所得を分母とする国民負担率は高くみえることになる。さらに、社会保障給付への課税の程度も (実質的な) 国民負担率に影響を及ぼす。これらの点はいずれも国際比較する際に注意する必要がある (丸尾 [1996])。

なお、国際的には、その上限を定めて公的負担の水準をコントロールするという政策的発想は存在していない (成瀬 [1996])。

3) なお、宮島 [2003] は、国民負担率はそもそも数値目標としての信頼性に欠けると指摘する。すなわち、国民負担率を測定する際に、その分母に「要素費用表示の国民所得」を用いることには「分子の国民負担には間接税が算入されるにもかかわらず、分母の国民所得では間接税が控除されるという合理性に欠ける非対称的な取り扱いによって、国民経済規模と租税負担額が同額であるにもかかわらず、税制の直間比率の違いによって、国民負担率の水準が大きく変動する」(p.47) ことになり問題がある。市場価格表示国民所得を分母に用いれば国民負担率の水準は税制の違い (とりわけ間接税比率) に対して中立的になるが、要素費用表示の国民所得を分母に用いた場合には仮に租税負担額が一定であったとしても、間接税比率が高いほど国民負担率は高く表示されるのである。それゆえ宮島 [2003] は国民負担率を政策指針とするならば市場価格表示の国民所得を用いて議論をやり直すべきであると指摘する。

今後の国民負担率の展望

今後、国民負担率はさらに上昇することが見込まれている。

少子高齢社会の到来、人口減少社会の到来により、社会保障関係の支出（年金・医療等の社会保障給付費）が増加し、それに伴い租税、社会保障負担も増加する。これまでも年金・医療等の社会保障給付費は高い伸びを示しているが、今後もその傾向は基本的に変わらない。

加えて、日本の少子・高齢化は諸外国に比べて、そのスピードが著しく速いことに特徴があるため⁴⁾、現行制度を前提とすれば、国民負担率も著しく上昇すると考えられている。

たとえば、経済財政諮問会議に提出された試算によれば現状の仕組みを放置した場合、2025年度の潜在的国民負担率の水準は60%以上になる⁵⁾。また、厚生労働省からも2025年度の潜在的国民負担率は56%になるとの試算が発表されている⁶⁾。

3 政策目標としての国民負担率抑制について

国民負担率をめぐるのは、今日、経済財政諮問会議、財務省の財政制度等審議会、あるいは社会保障関係の審議会等で、その上昇抑制（すなわち、一定水準以下に抑えること）の必要性がいわれている。

しかしながら、その一方で、国民負担率を一定水準以下に抑えることの根拠（経済学的意味）はそれほど明確ではない。

ここでは政策目標としての国民負担率抑制に関するいくつかの論点を整理しよう。

国民負担率の抑制ということが初めて示されたのは、1982年7月の臨時行政調査会答申である。この答申において「租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率（対国民所得比）は、現状（35%程度）よりは上昇することとならざるを得ないが、徹底的な制度改革の推進により現在のヨーロッパ諸国の水準（50%前後）よりはかなり低位にとどめることが必要である」と述べられ、国民負担率の上限を50%とすることが示された。その後、この「国民負担率の上限50%」は、成瀬〔1996〕が指摘するように、あたかも「天の声」のごとく、各種審議会、政府の経済計画などに引き継がれていったのである⁷⁾。

たとえば1993年10月の臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）の「最終答申」では「このため、国民負担の水準について、第2次行革審が提言した「高齢化のピーク時（2020年頃）におい

4) 国連の定義では老年人口比率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」という。この高齢化社会から高齢社会になるまでにかかった年数を比較すると、フランス：115年、スウェーデン：85年、イギリス：47年、ドイツ：40年、日本：24年（1970年→1994年）となっている。

5) 「社会保障制度改革のあり方」（経済財政諮問会議、2003年6月9日）（有識者議員提出資料）。

6) 厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し」（2004年5月推計）。

7) 石〔2004〕は「当時く1982年頃、行財政改革を通じ政府活動の無駄、非効率を省き、将来この国民負担率を50%以下に抑えこもうというコンセンサスが、国民の間で大方の了解を得ていた。それ以来、この発想は行財政改革のスローガンとして今日まで引き継がれることになる」（pp.66-67、く）内は加筆）と述べ、「上限50%」のコンセンサスが存在していたと指摘している。

て50%以下、21世紀初頭の時点においては40%台半ばをめどにその上昇を抑制する」との目標を今後とも堅持し、社会保障制度を始め行財政全般にわたり不断の改革努力を積極的に行っていく必要がある」と明記されている。

その後、1996年12月の財政制度審議会財政構造改革特別部会「最終報告」では「国民負担率に財政赤字を加えた「潜在的な国民負担率」という概念を併せ考える必要がある」と指摘され、これ以降、国民負担率上昇の抑制という場合には、財政赤字の対国民所得比を加えた「潜在的国民負担率」上昇の抑制を意味するようになる。そして97年3月「財政構造改革5原則」において「国民負担率（財政赤字を含む）が50%を超えない財政運営を行う」と明記され、また97年12月に施行された「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（いわゆる「財政構造改革法」；98年12月停止）でも潜在的国民負担率を50%以下に抑制することが明記された。

2004年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（2004年6月4日、閣議決定）においても「このような企業、個人の挑戦を支えるためにも、政府は、簡素で効率的であらねばならない。また、基礎的財政収支を黒字化するなど財政を健全化していくため、民間需要主導の持続的な経済成長を実現すると同時に、政府全体の歳出を国・地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、例えば潜在的国民負担率で見ると、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する」（p.3）と明記されている。

国民負担率を一定水準以下に抑えるという目標を掲げる背景には、国民負担率が一定水準を超えると経済、ひいては経済成長に悪影響を及ぼすとの認識がある。

ここで、その最近の例として『経済財政白書（平成15年版）』をみてみよう。『経済財政白書（平成15年版）』では、国民負担率上昇の影響として①家計の貯蓄行動や労働供給への影響、②大きな政府による経済全体の生産性の低下、そして、これらの結果として③経済成長率の低下、をあげている。

家計の貯蓄行動、労働供給に及ぼす影響について

『経済財政白書（平成15年版）』は、国民負担率の上昇が経済に与える最も直接的な影響として、「国民負担の高まりにより現役世代を中心とする家計や企業の可処分所得が低下し、民間部門における貯蓄や資本蓄積が抑制されると考えられるほか、現役世代における労働意欲の減退や企業の競争力の低下、海外移転などを通じて、経済活力が低下する可能性が挙げられる」（p.212）と指摘する。

しかしながら、宮島 [1992] によれば、国民負担率の上昇が家計の貯蓄行動や勤労意欲、社会全体の貯蓄率などに及ぼす影響はかならずしも明確ではない。

すなわち、国民負担率の上昇が、貯蓄や労働の限界純収益率（国民負担控除後の利子所得や給与所得）の低下を通じて貯蓄や労働供給を抑制する効果（代替効果）と逆に国民負担控除後の限界所得率の低下を補填するために、むしろ貯蓄や労働供給をさらに促進する効果（所得効果）の

どちらが強く働くかは理論的にも実証的にも明確ではない。国民負担率上昇の弊害を説く議論は「代替効果の方向性しかみていないか、あるいは、所得効果に対する代替効果の優越性を前提としている」(宮島 [1992] p.40) のである。

また、国民負担率研究会 [1997] は北欧諸国の経済パフォーマンス (20年以上にわたって世界の所得上位10ヵ国にランクされ続けている) を例に、負担率の上昇によって労働意欲が減退するのは負担が支配階級によって使われてしまうような場合であり、「公的負担は自分たちの生活を安定させる原資である」との信頼感が強い場合には、負担率の上昇は勤労意欲に影響を及ぼさないと指摘している (国民負担率研究会 [1997] p.31)。

以上の点に加えて、国民負担率は租税負担および社会保障負担という国民の公的負担の割合をあらわしているが、国民はこの他に自己負担を行っているという点も重要である。これら公的負担と自己負担 (私的負担) の関係は、一般には国民負担が増加すれば、その分だけ自己負担は軽減され、逆に国民負担が減少すれば自己負担は増加するというように、代替関係にある。

たとえば、それまで公的部門によって提供されていた医療サービス等を受益者の自己負担に置き換えれば国民負担率は低下することになるが、その一方で自己負担が増加するというように、これは負担の形態が「公」から「私」へと変わっただけにすぎない。

したがって、仮に国民負担率が上昇したとしても、その一方で自己負担が減少したとするならば、この場合、自己負担を含めた実質的な国民の「負担」に変化はないということになる。

ただし、国民負担率は国民全体のいわばマクロの指標であり、個々の負担状況をあらわすものではないので、自己負担の増加と国民負担率の低下という、いわば負担の形態の「公」から「私」への変化は、必ずしも、その負担の形態の変化と受益 (サービスの享受) の形態の変化と一致するとは限らないのであり、その意味でも個々の家計に及ぼす影響は明らかではない。

大きな政府による経済全体の生産性の低下

『経済財政白書 (平成15年版)』は、「財政赤字を考慮した潜在的国民負担率は負担面からみた公的部門の大きさを示す指標となるが、一般的に民間部門に比べて非効率になりやすい公的部門のウェイトが過度に拡大すれば、経済全体の生産性が低下する可能性がある」(p.212) と指摘する。

石田 [2003] も「国民負担率の増大はすなわち大きな政府への道を歩むことである」(p.80) と述べ、政府の規模は国民の意思によるものであり最適値が存在するというものではないが、大きすぎる政府にはさまざまな問題が存在すると考えられるとして、国民負担率上昇の問題点として、いわゆる「大きな政府」の問題、「政府の失敗」の存在を指摘する。

これらの指摘は公共部門が民間部門と比べて非効率であるから過度に (その規模を) 拡大すべきではないということであり、また公共部門の規模が大きくなるにつれて、その問題点 (政府の失敗) が目立つようになるからそれを抑制すべきであるということである。

しかしながら、もし公共部門の拡大が国民の選択の結果であり、公共部門の役割 (公的サービ

スの提供や所得の再分配)に対する選択の結果、国民負担率が上昇したのであるとすれば、これは問題であるとは一概にはいえないのではないか。

また、そもそも市場メカニズムに基礎を置く経済社会において、公共部門の役割は(広義の)市場の失敗一すなわち、市場の機能不全、(狭義の)市場の失敗、分配問題など一に対処することである。財・サービス市場が完全競争的であるならば価格メカニズムを通じて資源の最適配分(パレート最適)が達成される。しかしながら、実際にはこれを阻害するいくつかの要因によりパレート最適な資源配分は実現されない。ここに公共部門の役割(市場メカニズムへの介入)が正当化される。

したがって、公共部門によって提供されるべきものとは市場では供給されえないもの(公共財、準公共財・価値財)であるということができ、公共部門が本来提供すべきものを提供した結果として、その規模が拡大し、国民負担率が上昇したのであるとすれば、これもやはり問題であるとはいえない。

しかも、国民負担率は国民の租税負担および社会保障負担の割合をあらわしたものであり、そこには国民が(公共部門が提供する財・サービスによって)享受している受益面については考慮されていない。

租税および社会保障負担の反面、国民は公共部門からさまざまな公共財・サービス、社会保障等の提供を受けている。こういった受益面を反映していない国民負担率はバランスを欠いた指標であるといえ、国民負担率の上昇のみをとりあげて問題とするのは適切ではないということになる⁸⁾。

経済成長率の低下について

『経済財政白書(平成15年版)』はOECD19ヵ国の経済成長率(実質GDP増加率)と潜在的国民負担率(ただし、ここでは国際比較を行う関係から国民所得比ではなく名目GDP比が使われている)との間に穏やかな負の相関が認められ、国民負担率が高い国ほど経済成長率も低くなる傾向にあるということを指摘する。

もっとも『経済財政白書(平成15年版)』は「両者の関係は単に国民負担率の高まりが経済成長を低下させるという方向と同時に、少子・高齢化や経済の低成長が国民負担率を高めるという逆方向の因果関係も働いていると考えられることから、その解釈については慎重であるべきであり、家計や企業の行動に関するミクロ的な分析が必要である」(p.212)とも述べているが、「国

8) この点については「純負担率」(あるいは「国民純負担率」)の概念がある。これは社会保障給付などの移転支出は負担者から受益者(被給付者)への所得再分配であり、公共投資や公務員の人件費などのような政府自身の支出とは異なるとの考え方にもとづいて、国民負担率の分子(租税負担+社会保障負担)から社会保障制度を通じた所得移転を除いたものとして定義されるものである。詳しくは国民負担率研究会[1997]を参照のこと。

民負担率の上昇が経済成長の阻害要因となる可能性も示唆しており、国民負担率が過度な水準とならないよう、国民の安心を確保しつつ、極力その抑制を図ることが必要である」(p.213)と結論づけている。

『経済財政白書(平成15年版)』も認めているように、国民負担率と経済成長率との間の関係については明確なものとはなっていない。『経済財政白書(平成15年版)』の他、加藤[1996]、古川・高川・植村[2000]などは国民負担率と経済成長率の間には負の関係があるとするが、他方、国民負担率研究会[1997]は関係があるとはいえないとする。

また、宮島[1992]は両者の間の詳細な統計的実証研究を通じて、国民負担率と経済成長率との間に明確な相関関係は認められないと指摘する。すなわち、①トルコを除くOECD加盟23カ国について1979～88年の10年間における年平均実質経済成長率と平均国民負担率について相関関係を調べると、これらの間に明確な負の相関関係は見出しがたい、②粗固定資本形成比率(対GDP比)、家計貯蓄率、物価上昇率(GDPデフレーター上昇率)、貿易収支比率(GDP比率)、失業率といったマクロ経済指標との間でも明確な負または正(物価上昇率と失業率)の相関関係は見出せないという。

宮島[1992]はこれらの結果をうけて「成長率との関係を含め、国民負担率と経済パフォーマンスとのごく弱い負の相関関係には注意しなければならないが、国民負担率の上昇、即、経済の停滞、活力の阻害というステレオタイプの議論・主張は過剰反応との誇りを免れない」(p.39)と述べている。

さらにOECD諸国に関する国際比較については、他にも「重い負担が経済成長を妨げているかどうかについて統計的に有意な結論を得ることはできなかった」という報告がある(経済企画庁総合計画局[1996])。

このように国民負担率の上昇とそれが貯蓄、労働供給、生産性、そして物価上昇率や失業率、経済成長率などのマクロ経済パフォーマンスに及ぼす影響との間の相関関係は明確ではなく、実証的にも、理論的にも検討の余地がある。

「上限50%」の根拠

以上の点に加えて、「なぜ上限が50%なのか」という点に関しても明確な理由は示されていない。

加藤[1996]は「欧米に共通して国民負担率の上昇とくに50%以上となると、それぞれの国の成長率が低くなるということから、わが国でも国民負担率を50%以下にしたいという、臨調=行革審の提言がなされたように思われる」と述べているが、成瀬[2001]によれば「国民負担率の上限がなぜ50%でなければならないのか、その根拠が示されたことは今まで一度もない」(p.17)という。第2次臨時行政調査会の議論においても上限50%の根拠となる予測データや実証研究は示されなかったというのである。

第2次臨調の基本答申の直前に厚生省の社会保障長期展望懇談会によって発表された「社会保障の将来展望」では、国民負担率については触れられず、「当面の財政的判断のみが先行して、社会保障の機能を阻害し、将来の国民の生活の安定を損なってはならない」と主張されており、社会保障の給付・負担の定量的見通しも保険料ベースのものであったにもかかわらず、第2次臨調の基本答申では国民負担率について具体的な上限の数値が提起されたという（成瀬〔2001〕pp.17-18）。

「本来ならば、将来人口予測をもとに社会保障の将来目標とその定量的な見通しがなされ、それらをふまえて租税負担率や社会保障負担率の予測がなされるべき」であるという成瀬〔2001〕の指摘はもっともである。

その後、1994年の厚生省「21世紀福祉ビジョン」によって、社会保障に関する定量的な見通しが示され、社会保障の将来目標の選択肢と国民負担率に関する見通しが明らかとなったが、ここでも「上限50%」の根拠は明らかとされていない。

近年、経済財政諮問会議の議論においても日本経済の「活力」を維持するために将来の潜在的国民負担率を50%程度に抑制する必要があるという趣旨のことが述べられているが、ここでも「なぜ50%程度に抑制する必要があるのか」という点については明確にされていない。

このように「潜在的国民負担率を50%以下に抑制」は、その根拠が明確にされることはないまま、2004年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（2004年6月4日、閣議決定）でも掲げられ、2004年10月には財務省が2025年度に50%以下にするには社会保障給付を2割削減することが必要との試算を発表するなど、今日、政策目標の一つとして確固たる地位を占めている。

また、国民負担率研究会〔1997〕によれば、マクロの指標である国民負担率と勤労者が実際の収入から納める租税・社会保険料負担率の間には大きな違いがある。すなわち、たとえば国民負担率が36~37%程度でも、平均的な勤労者の租税・社会保険料負担率は実収入の10数パーセントにすぎないという⁹⁾。また、所得階層によっても、その負担率は異なることが示されている。そして、国民負担率研究会〔1997〕は「たとえ国民負担率が50%であっても、多くの家計で月収の半分が税金と社会保険料でとられるような事態はありえない」（p.10）と指摘する。

つまり、ここから「稼いだ収入のうち、少なくとも半分（50%）程度は手元に残るようにしよう」、「収入の半分以上を税金等でとられたら働く気がなくなる」といった理由に根拠はないということがわかる。

国民負担率を一定水準以下に抑えるという目標の背景には、国民負担率が一定水準を超えると経済、ひいては経済成長に悪影響を及ぼすとの認識があると考えられる。しかしながら、すでに述べたように国民負担率と経済成長との関係は必ずしも明確ではなく、しかも、50%という具体

9) この差の分は、たとえば法人税や資産課税などによって賄われている（『シンポジウム国民負担率問題を考える』（安田火災記念財団叢書No.52）、財団法人安田火災記念財団、1998年、p.9）。

的な数値目標の根拠も明らかではない。

国民負担率という指標を政策的にどう位置づけるかという点についても3つの考え方がある。すなわち、①国民負担率は実質的に重要な意味をもつ指標であり、政策的にも高い優先度をもってこれを位置づけ、これを適切にコントロールするような政策を打ち出していくべきとする考え方、②国民負担率自体は必ずしも重要な経済的意味をもっているわけではないが、これを一つの分かりやすい象徴的な指標として位置づけ、これに関する議論をきっかけとして行財政改革、社会保障制度の見直しを行っていくべきとする考え方、③国民負担率は経済パフォーマンス、あるいは国民の福祉を示す指標としては限界があり、政策的に必ずしも重要であるとはいえないとする考え方、である（経済企画庁総合計画局 [1996]）。

このうち、②の考え方が政策当局の考えにもっとも近いのではないと思われる。すなわち、国民負担率を一定水準以下に抑えるという目標は、経済的意味をもつというよりも、政策当局、とりわけ財政当局（旧大蔵省、現財務省）の政策的意図を反映したものであると考えられるのである。

4 人口減少下の日本経済における「国民負担率」概念の意義

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」によると、日本の総人口は2006年に1億2774万人でピークを迎え、その後、減少に転じ、2050年には1億57万人、2100年には6414万人になると見込まれている。

人口減少は日本の経済社会システムにさまざまな影響を及ぼすと考えられる。人口減少は、たとえば終身雇用や年功序列型賃金体系といったいわゆる日本型雇用慣行、年金・医療などの社会保障制度、直接税に依存する国家財政、さらには事実上外国人労働者を排除してきた入国管理制度、硬直的な就学年齢や修学期間を定めた学校教育制度など「人口増加」を前提とする社会経済システムの構造転換を迫ることになる（大淵 [2002]）。

人口減少下で日本の人口構成も大きく変化し、かつての「ピラミッド型」から「釣り鐘型」、さらには「すり鉢型」となると予測されている。「すり鉢型」の人口構成の下では、相対的に少ない若年世代が相対的に多い老年世代を支えるということになり、少なくとも現行の社会保障制度の下ではその財政に大きな影響を及ぼすことになる。

また、人口減少は労働力人口の減少、貯蓄率の低下、そしてこれらの結果として経済成長率の低下を招くと考えられている。高い経済成長が見込めない状況下では分配問題が重要な課題となる。

少子高齢社会ないし人口減少社会における財源政策のあり方を考えるうえで、国民負担率の概念は必ずしも意味のない概念ではない。それは国民負担率を構成する租税、社会保障負担がともに強制的な性格をもつものである以上、これを抑制するということは国民の「選択の自由」、すなわち個々の所得の「自由な」処分権を確保するうえで意味があると考えられるからである。と

りわけ、公的に提供されるサービスに選択の余地が限られているとするならば、国民負担率の上昇は個人の自由な選択（意思決定）を歪めるものであるといえる。

したがって、国民負担率の抑制は、その目的が公共部門の規模の抑制にあるとするならば、民主主義政治プロセスにおいて大きくなりがちな公共部門の規模のコントロールという意味で望ましいといえることができるだろう。

しかしながら、国民負担率を抑制することを目的とし、そのための手段として、たとえば社会保障制度のあり方を論じることは適切ではない。それは、これまで考察してきたように、国民負担率上昇の経済的な影響について明確になっているとはいえないことに加え、そもそも、その上限水準の決定に関して合理的な理由が存在するわけではないからである。

上述のような意味で、国民負担率の過度の上昇を抑制することにはそれなりの意義があると考えられる。しかしながら、国民負担率の抑制を目的として公的年金制度等の改革を行ったのでは本末転倒である。

たとえば、2004年10月6日の財務省の財政制度等審議会では、2025年度に潜在的国民負担率を50%以下にするためには年金や介護など社会保障給付を2割削減する必要があるとの試算が示された¹⁰⁾。これは2025年度には社会保障給付費が86兆円（2004年度）から66兆円増え、152兆円となり、その結果、その給付を裏付ける租税や社会保険料などの財源も77兆増加し、潜在的国民負担率は56%になるとの試算¹¹⁾をうけたものである。

しかしながら、本来、人口構成、日本の社会経済制度など、さまざまな要因を考慮したうえで、年金・介護などの社会保障制度の役割は何か、制度はどうあるべきなのか、といった公共部門が果たすべき役割の姿を考えようとして、社会保障を通じた受益（給付）と負担の関係・程度、さらには、その費用負担を誰が、どのような方法で負うのか、といった意思決定がなされ、その選択の結果として国民負担率の展望がなされるべきものである。

国民負担率の水準のみを問題とし、いわば数値目標化することは、結果として公共財・サービスの提供水準、社会保障給付水準などの低下を招き、公共部門が本来果たすべき役割を果たせなくなるばかりでなく、国民負担率には現れない財源に負担をシフトするだけになる可能性もある。

5 むすびにかえて

政策指標はそれを「誰が」、「どのような目的で（どのような政策意図の下に）」用いるのか、という視点が重要である。

これまで考察してきたように、国民負担率に関していえば、結局のところ、国民負担率の抑制という目標の背景には、それが引き起す問題というよりも、大きくなりがちな公共部門をいかに

10) 2004年度の潜在的国民負担率：48%（社会保障にかかる税・財政赤字：7%＋保険料：14%＋社会保障以外の税・財政赤字：26.5%）→2025年度：56%（社会保障にかかる税・財政赤字：11.5%＋保険料：18%＋社会保障以外の税・財政赤字：26.5%）。社会保障以外の税負担・財政赤字は1997年度から2001年度までの平均値を採用し、横ばいと仮定されている。

11) 厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し」（2004年5月推計）。

国民負担と世代会計論

佐藤 康 仁

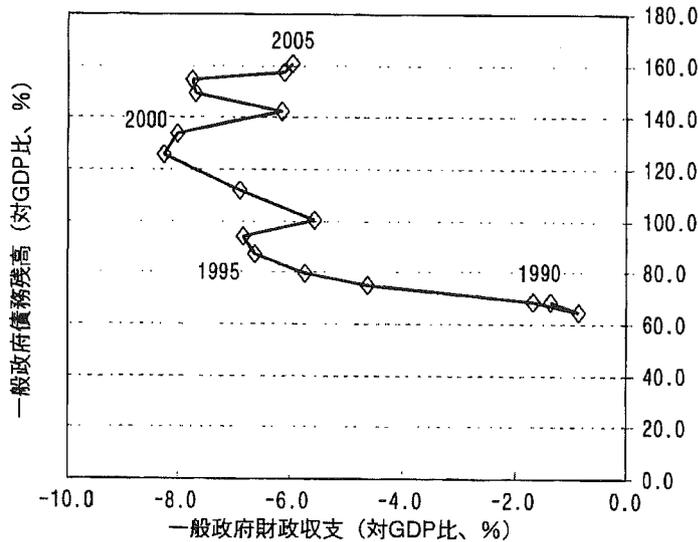
国民負担と世代会計論

佐藤 康 仁

I. 財政の現状

(図1)は、1990年以降の一般政府財政収支と債務残高の推移をあらわしたものであるが、ここから明らかなように、わが国の一般政府財政収支は赤字であり、その結果として債務残高は増加の一途をたどっている。

(図1) 一般政府財政収支と債務残高



(資料) OECD, Economic Outlook No.77(May)2005にもとづいて作成。

なお、OECDのデータによる国際比較をみると、日本の財政赤字、債務残高はともに先進国中最悪の水準となっている。

加えて、わが国は急速な人口構成の変化(すなわち、少子高齢化)が生じると見込まれており、これに伴い社会保障関連の支出が著しく増大することが予想されるため、財政事情はより一層厳しいものとなると考えられている。

- 1) 国連の定義では高齢化率(65歳以上人口が全人口に占める割合)が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」という。この「高齢化社会」から「高齢社会」になるまでにかかった年数を比較すると、フランス:115年、スウェーデン:85年、イギリス:47年、ドイツ:40年、日本:24年(1970年→1994年)となっている。

このような大きな財政赤字、債務残高の存在と、その増大予想を背景にして、これに伴う国民負担が注目されている。それは財政赤字や債務残高が基本的には国民（とりわけ将来世代）の負担になると考えられるためである。

すなわち、財政赤字や債務残高の増大（累積）は①財政支出の面で、その硬直化を招き、効率的な資源配分の達成を阻害するというだけでなく、中長期的に経済成長の阻害要因となる、②将来時点における増税（あるいは政府支出の削減）を意味するため、現在世代と将来世代との間での不公平の拡大を招く、と考えられているのである。

II. 国民の「負担」と「国民負担率」

国民の「負担」をあらわす指標として知られているものに「国民負担率」がある。国民負担率は、租税負担および社会保障負担の国民所得に対する比率として計算され、その値は近年、趨勢的に上昇傾向にある。なかでも少子高齢化に伴い、社会保障負担率の上昇が著しい。

国民負担率は、その名の通り①国民の負担の大きさをあらわす指標としてのみならず、②政府活動の大きさを示す指標、③所得再分配の大きさを示す指標、といった意味をもち、国民経済における公的部門（政府）活動を、主として「国民」の視点からみたものであるとすることができる。

国民負担率は、近年、その動向が注目されているが、それは少子高齢化に伴い、その著しい上昇が予想されるためであり、その（上昇）抑制の必要性がいわれている。

厚生労働省の「社会保障の給付の負担の見通し」（2004年5月推計）によれば、2004年度（予算ベース）で、社会保障給付費：86兆円、社会保障に係る負担：78兆円が、2010年度には、それぞれ105兆円、100兆円に、2025年度には、152兆円、155兆円になると見込まれている。

この結果、仮に社会保障に係る分以外の租税負担および財政赤字が1997年度から2001年度までの平均値（実績）と変わらない（横ばい）とすると、潜在的国民負担率は2004年度：48%→2025年度：56%に上昇するとみられている。

日本では1982年の臨時行政調査会答申以降、「国民負担率の上限を50%とする」（90年代半ば以降は国民負担率ではなく潜在的国民負担率）ということが掲げられており、たとえば2004年10月6日の財務省の財政制度等審議会では、2025年度に潜在的国民負担率を50%以下にするためには年金・介護等の社会保障給付を2割削減する必要があるとの試算が示された。

国民負担率の上限を50%以下に抑制するというのは、国民負担率が国民所得に占める租税負担および社会保障負担の割合であり、財政活動を国民側から、とりわけ、その「負担」に着目してみた指標であると考えられるためである。すなわち、国民負担率は国民が強制的に徴収される経済的な負担の大きさをあらわしており、国民負担率の上昇は国民の可処分可能な所得の割合の低下を意味するということである。

しかしながら、（潜在的）国民負担率は経済学的に意味ある指標とはいえず、経済指標としても多くの欠陥をもち、国民の「真」の負担水準をあらわしているとはいえないのである（佐藤 [2005]）。

それは次のような理由からである。

(1)財政赤字の数字は恣意的に操作可能である。

；これは、いま政府とある個人との間で一生涯に行われるネットでみた取引の額が変わらないとしても、その取引にどのようなラベルを貼るか（すなわち、どのような名前を付けるか）によって、その結果として（公表される）財政赤字の数字は異なるということである²⁾。

(2)国民負担率は国民の公的負担の割合をあらわしているにすぎず、国民の私的負担（自己負担）をも考慮する必要がある。

；これは一般に公的負担と私的負担との間には代替関係がみられるからである。

(3)国民にとって問題となるのは「負担」から「受益」を差し引いた「純負担」であり、受益面を反映していない国民負担率はバランスを欠いた指標である。

；すなわち、国民は租税・社会保障負担等の負担をする反面、公共部門からさまざまな公共財・サービス、社会保障等の受益を享受している。

(4)純負担というとき、それは「ある一時点」における純負担ではなく、「生涯」純負担でみなければならない。

；すなわち、公的部門（政府）の活動とその財源調達—すなわち、国民負担—については、公的部門による公共財・サービスの提供のための支出は、基本的には国民に対する課税によって調達されなければならないが、その支出と課税のタイミングは必ずしも一致する必要はないという点に注意しなければならない。これは政府の支出（および、その時点で存在する債務残高）は、最終的には、政府の異時点間の予算制約式を満たすように、割引現在価値でみて等しい租税収入と一致する必要があるが、その課税のタイミングは任意であるということである。

すなわち、以上のことは国民負担に関する議論は「生涯純負担」にもとづく必要があるということを示唆している。

しかしながら、国民負担率は、ある一時点における負担を示したものにすぎないし、そもそも受益については考慮していない。国民負担を議論する上では、受益と負担の両面を考慮し、しかも、それを世代別に把握する必要がある。

以上のような理由から、国民負担率は国民の「真」の負担状態を評価しているとはいえない³⁾。

また、国民負担率は、たとえば、その値が大きくなれば、それに伴い将来世代ほど負担が増大するのではないかと、ということは傾向としていえるだろうが、世代間にまたがる政策の評価を的

2) Kotlikoff [1992, Chapter 6], Kotlikoff and Burns [2004, Chapter 3] を参照。

3) 加えて、次の点も指摘される。すなわち「負担感」という意味では、仮に同じ国民負担率であっても、国民負担率概念は負担の所得効果のみを問題としているため、その負担のかけ方次第で実質的な負担感は異なるということである。「たとえば、課税ベースを広くして、限界税率を一定に維持することができれば、国民負担率は上昇しても、実質的な負担感はそれほど増加しない」（井堀 [2005]）のである。

確に行うこともできない。

国民の「真」の負担状態を評価し、かつ「世代間の公平性」の観点からの評価をも可能とするのが「世代会計」である。

Ⅲ. 世代会計論の考え方

世代会計 (generational accounting) とは、政府が異時点間の予算制約に直面しているという事実を出発点として、ある世代 (コーホート) に属する個人がその生涯にわたって平均的に行う政府に対する純税支払い (net tax payment) を計算するものである。

政府といえども予算制約式に直面している。すなわち、政府はある与えられた時点では、その収入を超えた支出を (その債務を増大することによって) 行うことができるが、その後 (すぐに、あるいはしばらく後に) 政府は異時点間の予算制約式を満たすように、その収入を増大するか、あるいは支出を減少しなければならない。

いま政府の異時点間の予算制約式 (the government's intertemporal budget constraint) は次のようにあらわされる。

$$N_{-100} + N_{-99} + \dots + N_0 + N_1 + N_2 + \dots + N_{\infty} + W_0 = \sum_{k=0}^{\infty} G_k$$

ここで記号の意味は次の通りである。

N_k : k 期に生まれた世代が現時点 (0期) から将来 (寿命を迎えるまで; ここでは寿命を100歳と仮定) にかけて行う、すなわち、その (残存) 生涯にわたって平均的に行う政府に対する純税支払い (租税等の政府に対する支払いから政府からの移転受取りを差し引いたもの) の割引現在価値であり、「世代勘定」 (generational accounts) と呼ばれる。

W_0 : 現時点 (0期) における政府の純資産 (資産から負債を差し引いたもの)。

G_k : k 期の政府支出 (移転支出を除く) の割引現在価値。

すなわち、この式は、現在 (0期) から将来にかけて行われる (移転支出を除く) 政府支出の合計が、現時点 (0期) における政府の純資産に現在から将来にかけて行われる純税支払いの合計を加えたものに等しくならなければならないということを意味しており、仮に現在世代 (いま寿命を100歳とすると、-100期から0期までに生まれた世代) によって支払われる純税支払いと現時点における政府の純資産の合計とが、現在世代が享受する政府支出の合計に見合うものでなく、不足しているとするならば、その不足分は将来世代 (1期以降に生まれる世代) が支払わなければならない (負担しなければならない) ということを意味している。

いま、現在世代の世代勘定が計算され、将来の政府支出が予測されたならば、我々は政府の異時点間の予算制約式から、これから生まれる世代 (将来世代) の世代勘定を求めることができる。

将来世代の世代勘定は、現存する世代によって支払われずに（負担されずに）残されている政府債務のすべてを追加負担という形で将来世代が支払う（負担する）と仮定することによって、政府の異時点間の予算制約式の「残余」として計算することができる。この仮定はゼロ歳世代の世代勘定と将来世代の世代勘定との間の差（格差）が財政の持続可能性を確保するために必要とされる調整の大きさを反映したものであるということである。つまり、この数字（必要調整額）が「正」であれば、それは現行政策が持続不可能であるということを示している⁴⁾。

すなわち、世代会計は、現行の財政政策の下で将来世代に課せられる追加負担の額はどれくらいなのか、つまり現行の財政政策を前提とした場合の世代間格差の程度について⁵⁾、そして、現行の財政政策の持続可能性について明らかにするのである。また、持続可能な財政政策とするために必要とされる政策変更の大きさについても明らかにする。

世代会計が（潜在的）国民負担率と異なり、国民の「真」の負担をあらわすことができるのは、世代会計が次のような特徴をもつからである。

- (1) 政府の異時点間の予算制約にもとづいている。
- (2) 純税支払いを測定している（受益と負担の両方を対象としている）。
- (3) 「ある一時点」ではなく「生涯（多期間）」にわたるやり取りを測定している。

世代会計の手法を用いることによって、上述したような（潜在的）国民負担率の欠陥を避け、国民の「真」の負担状態を評価することが可能となる⁶⁾。

- 4) 標準的な世代会計では政府に対する「請求書」を支払うために必要とされる「必要調整額」（これは将来世代が負うと仮定されている）を求めることによって、財政政策の持続可能性について議論する。しかしながら、実は、持続可能性の評価という目的からは、政府の異時点間予算制約式から今後の政府支出の合計と現在世代ならびに将来世代が現在のゼロ歳世代とまったく同じ純負担を行うと仮定した場合の純負担の合計とのギャップ（これをSustainability Gapといい、以下、SGとする）を求めるのみで十分である。すなわち、

$$SG = \sum_{k=0}^{\infty} G_k - W_0 - \sum_{k=-100}^0 N_k - \sum_{k=1}^{\infty} A_k$$

ここで、 A_k ：ゼロ歳（0期生まれ）世代とまったく同じ受益・負担関係にあると仮定した場合の将来世代の世代勘定（ただし、成長率に関して調整済み）、である。

このSGは現行の支払い（負担）・受取り（受益）関係を前提とした場合に「誰も負担せずに残る」債務の額をあらわしており、値が「正」（ $SG > 0$ ）ならば「持続不可能」ということを意味する。このアプローチからは世代間格差の大きさについて知ることはできないが、標準的な世代会計がもつ将来世代の追加負担に関するbiasの存在（将来世代の追加負担が過剰に計測されるという問題）を回避した上で、持続可能な財政政策とするために必要とされる政策変更の大きさを明らかにすることができる。

- 5) なお、世代会計における「世代間公平」（世代間均衡）の状態とは、ゼロ歳世代と将来世代の生涯純支払い額に差がない状態（すなわち、「生まれた年の違いによる差（格差）」がない状態）である。したがって、将来世代の生涯純支払いがゼロ歳世代のそれと比べて大きい場合だけでなく、小さい場合でも、それは世代間不均衡であり、世代間の公平性が満たされていないということになる。
- 6) ただし、標準的な世代会計の手法では公共部門だけを取り扱うため、たとえば公的負担から私的負担へと負担のシフトが行われた場合、それを適切に反映することができない。したがって、この点については（潜在的）国民負担率と同じ欠陥を有することになり、今後、手法の改良・拡張が必要となる。

Ⅳ. 日本の世代会計

ここで、これまでに行われた日本の世代会計分析について、主な結果をまとめておこう（表1参照）。

（表1）日本の世代会計

	麻生・吉田 [1996]	鈴木 [1999]	Takayama and Kitamura [1999]		内閣府[2003]	内閣府[2005]	
基準年	1992	1995	1995		2001	2003	
推計単位	世帯	個人	個人		世帯	世帯	
経済成長率(g)および 利子率(r)に関する仮定	$g=3\%, r=5\%$	$g=1.5\%, r=3.0\%$	$g=1.5\%, r=5.0\%$		2010年までは「構造改革と 経済財政の中期展望」の年 度値。それ以降は $g=2\%,$ $r=4\%$	2012年までは「構造改革と 経済財政の中期展望」の年 度値。それ以降は $g=2\%, r=4\%$	
		男	女	ケースA	ケースB		
0		711	-1514	143.4	73.0		
5		1124	-1299	169.3	90.9		
10		1830	-781	200.1	135.4		
15		2670	-138	235.9	187.4		
20	4018.8	3117	114	278.1	257.4	1880	1660
25		3113	-112	295.2	295.2		
30	3005.5	2778	-409	297.8	297.8	1732	1202
35		2246	-698	287.4	287.4		
40	1370.1	1523	-1050	263.8	263.8	952	28
45		638	-1461	227.7	227.7		
50	-1205.9	-420	-1880	173.1	173.1	-194	-1598
55		-1589	-2257	99.0	99.0		
60	-4596.8	-2688	-2571	11.9	11.9	-6499	-4875
65		-2862	-2575	-47.7	-47.7		
70		-2451	-2274	-44.8	-44.8		
75		-1888	-1904	-36.0	-36.0		
80		-1406	-1491	-26.7	-26.7		
85		-980	-1050	-18.2	-18.2		
90		-710	-733	-9.7	-9.7		
将来世代	6197.9	4400		386.2	319.4	5223	4585
世代間不均衡の程度(%)	54.2	n.a.		169.3	337.8	178	176

(注1) 単位：万円。ただし、Takayama and Kitamura[1999]の単位は千ドル。換算為替レート：\$1=¥93.37 (1995年平均)

(注2) Takayama and Kitamura[1999]による推計において、ケースAは教育関連の支出を政府消費として取り扱った場合であり、ケースBはこれを政府移転として取り扱い、年齢区分ごとに割り振った場合である。

(注3) 内閣府[2005]の推計は「医療費の伸びが経済成長率と同程度の場合」である。

推計の基準年や成長率・利子率等に関する仮定、使用されたデータなどが同じではないため直接比較することはできないが、ここから、少なくとも①若年世代（主として40歳代未満）が大きな生涯純負担（純税支払い）に直面しているということ、②日本の世代間不均衡はきわめて大きいということ、がわかる⁷⁾。

7) もっとも生涯純負担（純税支払い）とはいっても、内閣府[2003, 2005]の推計以外では推計の基準年以前に行われた負担や受益は考慮されていない点に注意しなければならない。

とりわけ（表1）の最下段に示されている世代間不均衡の程度をみると、いずれの分析においても「正」の値、それも最近年のものでは170%を超えており、将来世代が現在世代（ゼロ歳世代）に比べて、大きな財政負担に直面することになるということがわかる。

なお、Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz [1999] には日本を含め世界17ヵ国の世代会計による分析結果が収録されているが、日本の世代間不均衡の程度は、これら17ヵ国中最大となっている。

また、次の（表2）からは、その世代間不均衡の主な原因が「人口構成の変化」、すなわち少子高齢化にあるということがわかる。

これは現行制度・政策を前提としたとき、少子高齢化によって大きな世代間格差が生じているということを示している。

（表2）世代間不均衡の原因

ケース	基準ケース	人口構成が変化しない場合	ゼロ債務の場合
A	169.3	42.19	154.50
B	337.8	77.21	308.64

（注1）不均衡の程度（単位：％）。

（注2）ケースAは教育関連の支出を政府支出として取り扱った場合であり、ケースBはこれを政府移転として取り扱い、年齢区分ごとに割り振った場合である。

（出所）Takayama and Kitamura [1999]

V. 世代会計の留意点

なお、世代会計に対しては、いくつかの限界・問題点も指摘されている。世代会計の利用に際しては、これらの点に留意する必要がある。

第一は、データの利用に関する制約や将来の経済成長率や割引率の設定に関する問題といった、いわば推計上の限界・問題点である。

データの利用に関する制約とは、日本ではマイクロデータの利用が困難であるために個々の受益・負担のデータを積み上げて推計する方法ではなく、「国民経済計算」等のデータをもとに、それを「家計調査」や「全国消費実態調査」等のデータを用いて世代別に分配し推計するという方法を採らざるをえないということである。このため日本における世代会計の推計は、一部の研究を除き、個人単位ではなく世帯単位となっている。また、上述の制約から、男女別の推計も困難となっている。さらに若年世帯の所得や消費に同居高齢者に対する社会保障移転が含まれていることや世帯として独立して登場してくる高齢者世帯は比較的裕福な人たちであるため高齢者の実態を必ずしもあらわしているとはいえないといった問題もある。

次に、将来の経済成長率や割引率の設定に関する問題とは、世代会計の推計結果は将来の経済

成長率や割引率の設定によって、大きく左右されるが、適切な経済成長率や割引率を設定することは容易ではなく、恣意的になりがちであるということである。その意味で、この点において政治的操作が可能になるおそれがある。

第二に、理論的な限界・問題点として、①世代間格差の計測に関して将来世代に対する負担が過剰に計測されるという問題、②将来世代の追加負担を平均でみていることから生じる問題、③年齢効果、時代効果、世代効果の識別の問題、④部分均衡分析であることから生じる限界、などがある。

世代間格差の計測に関して将来世代に対する負担が過剰に計測されるというのは、すでに述べたように標準的な世代会計ではゼロ歳世代の世代勘定を基本に、すべての残された債務を将来世代が負うとの仮定のもとに追加負担を計算する。そのため現在世代には現行の租税・社会保険料制度等が将来時点においても適用される一方で、将来世代には現在世代とはまったく異なる租税・社会保険料制度等が適用されることになる。すなわち、債務の返済が将来世代の負担になるように仮定されているため将来世代の負担が過剰に計測されるということである⁸⁾。

また、将来世代の追加負担を平均でみていることから、たとえば2010年、2015年に経済に参加するそれぞれの世代の負担の違いに関しては区別することができないという問題が生じる⁹⁾。

年齢効果、時代効果、世代効果の識別の問題とは、世代間格差として意味をもつのは年齢の変化によるもの（年齢効果）や時代の変化によるもの（時代効果）ではなく、世代固有の何らかの要因で生じたもの（世代効果）の格差であるが、世代会計ではこれら3つの効果を分離して（区別して）把握することができないということである。

最後に、部分均衡分析であることから生じる限界として、世代会計では世代間所得移転に伴う所得効果のみに注目しており、代替効果の影響を考慮できないという問題をあげることができる。世代間所得移転の結果、個々の経済主体の消費・貯蓄計画、労働供給等は影響を受ける。そして、これは利子率や賃金率に影響を及ぼし、それがさらに個々の経済主体の行動に影響を及ぼす可能性があるが、世代会計ではこうした一般均衡効果は考慮されていない。

これらの限界・問題点に加えて、世代会計の利用（考え方）に対しては次の2点に注意する必要がある。第一は公的移転と私的移転との代替性、第二は損得勘定を比較することの意味である。

第一の点は、将来世代の負担が増大することが予想された場合、現在世代が将来世代に対する（私的な）所得移転を行うかもしれないということである。その最も極端なケースが、いわゆるパロウの「中立命題」が成立するケースであり、この場合には政府による世代間の所得移転を伴

8) なお、ここでいう世代間格差とは現在世代（厳密にはゼロ歳世代）と将来世代との間の格差のことであり、現在世代内における格差ではない。これは標準的な世代会計では過去の受益・負担に関して考慮していないことが原因である。現在世代内における格差をみるためには過去にまで遡って受益・負担関係を計算する必要がある。

9) 将来世代の生涯負担を10年ごとに経済に参加する世代を区別して推計を行った研究として宮里「1998」がある。宮里「1998」では、さらに遺産動機も考慮に入れることで、基準ケースでは将来世代の追加負担の59%以上が遺産によって相殺されるという推計結果を明らかにしている。